

★講じようとする施策

- **目標**
人命尊重の理念に基づき究極的には交通事故のない社会を目指す
- **計画期間**
平成23年度～27年度（5ヵ年）
- **策定の経過**
京都府交通安全対策会議が策定した第9次京都府交通安全計画に基づき、第1次京丹後市総合計画（後期基本計画）の実現のための長期ビジョンである「災害に強く快適で暮らしやすいおおい安全都市」を目指し、安全で円滑かつ快適な交通社会を実現するため、陸海上交通の安全に関する総合かつ長期的な施策の大綱として、第3次京丹後市交通安全計画を定める。
- **計画策定について**
第9次京都府交通安全計画を基本に第2次交通安全計画の総括を踏まえ、第3次の計画を策定するに当たり、歩行者、中でも高齢者や子ども、障害者等に対して配慮や思いやりの気持ちを持つ「人優先」の交通安全思想を計画の基本としている。

★基本的な考え方 (P1～2)

- 死傷者：根絶に向け最大限の尽力を行う
- 人優先の交通安全思想
- 「人間」「交通機関」「交通環境」の3要素を基本とした安全対策
 - ・人間に係る安全対策
 - ・交通機関に係る安全対策
 - ・交通環境に係る安全対策
- 救助救急活動及び被害者支援に係る安全対策
- 参加、協働型の安全対策
- 効果的、効率的な安全対策
- 公共交通機関等に係る安全対策

★計画の構成 (4章構成)

第1章
道路交通の安全 (P6)

第2章
鉄道交通の安全 (P27)

第3章
踏切道における交通の安全 (P29)

第4章
海上交通の安全 (P30)

★交通安全対策の視点及び方向性

(P7～9)

- ①高齢者及び子どもの安全確保
- ②歩行者及び自転車の安全確保
- ③生活道路及び幹線道路における安全確保

(P27)

- ①鉄道交通の高い信頼性の確保
- ②鉄道事故死者数ゼロの継続
- ③鉄道事故の減少保持

(P29)

- ①踏切道の施設整備
- ②踏切道通行者の安全意識の確保

(P30)

- ①船舶海難発生件数ゼロ目標
- ②船舶海難事故の死者行方不明者ゼロ目標

①道路交通環境の整備 (P10)

- ・道路の新設改築による交通安全対策の推進
- ・交通安全施設等整備事業の推進
- ・効果的な交通規制の推進
- ・自転車利用環境の総合的整備
- ・総合的な駐車対策の推進
- ・地域住民等と一体となった安全な道路交通環境の整備
- ・交通需要マネジメントの推進
- ・災害に備えた道路交通環境の整備
- ・その他の道路環境の整備

②交通安全思想の普及徹底 (P15)

- ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ・交通安全に関する普及啓発活動の推進
- ・交通の安全に関する民間団体の主体的活動の推進等
- ・住民の参加・協働の推進

③安全運転の確保 (P21)

- ・運転者教育等の充実
- ・安全運転管理の推進
- ・自動車運送事業者等の行う運行管理の充実
- ・交通労働災害の防止等
- ・道路交通に関連する情報の充実

④車両の安全性の確保 (P23)

⑤道路交通秩序の維持 (P23)

- ・交通の指導取締の強化等
- ・暴走族対策の強化

⑥救助・救急体制等の整備 (P24)

- ・救助・救急体制の整備
- ・救急医療体制の整備
- ・救急関係機関の協力関係の確保等

⑦交通事故被害者対策等の充実 (P26)

- ・無保険（無共済）車両対策の徹底
- ・交通事故被害者対策の充実

①鉄道交通環境の整備 (P27)

- ②鉄道構造物の耐震性の強化 (P27)
- ③鉄道交通の安全に関する知識の普及 (P27)
- ④鉄道の安全な運行の確保 (P27)

①踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進 (P29)

- ②踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 (P29)
- ③踏切道の統廃合の促進 (P29)
- ④その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 (P29)

①海上交通の安全に関する知識の普及 (P31)

- ②小型船舶等の安全対策の促進 (P31)
- ③漁船の安全対策の促進 (P31)
- ④水上オートバイの安全対策の促進 (P31)